

平成27年度着手
令和7年度(変更第1回)

県営土地改良事業変更計画概要書

(たん水防除事業)

あ　　ぐ　　い　　に　　き
阿久比2期地区

目 次

[県営土地改良事業計画の変更事項]

○ 変更の内容	1
○ 変更を必要とする理由	1
I 土地改良事業計画の概要	2
第1章 目 的	2
第1節 事業の種類	2
第2節 事業の目的	2
第3節 関係地積	2
第2章 地域の所在及び現況	2
第1節 地 域	2
第2節 地 積	2
第3節 現 況	3
第3章 基本計画	4
第1節 農業用排水施設整備（用水）	4
第2節 農業用排水施設整備（排水）	4
第3節 区画整理	4
第4節 暗きょ排水	4
第5節 環境配慮	4
第4章 工事又は管理の要領	5
第1節 工 事	5
第2節 管理の要領	5
第5章 換地の要領	5
第6章 費用の概算	5
第7章 効 用	6
第8章 他の事業との関係	6
第9章 計画概要図	6
II 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法	9
III 県営土地改良事業（阿久比2期地区）における事業費及び事務的 経費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準	10

[県営土地改良事業計画の変更事項]

○変更の内容

主 な 内 容	変 更 前	変 更 後	備 考
受益面積	108.7 ha	103.5 ha	除外5.2 ha
事 業 費	1,929,000 千円	3,905,000 千円	+1,976,000千円 うち、労賃又は物価変動 によるものを除くもの +1,410,000千円 (+73.1%)
事 業 量	排水機場 2箇所	排水機場 2箇所	
工 期	平成27年度から 平成38年度	平成27年度から 令和13年度	

○変更を必要とする理由

〈受益面積〉

愛知県建設局において、十ヶ川（じゅっかがわ）の遊水池造成の計画が策定されたことによる除外(5.2ha減)。

〈植大排水機場〉

土質調査の結果により、杭基礎から直接基礎へ変更、地盤改良の追加及び鋼矢板打設工法を油圧圧入WJ併用から硬質地盤クリア工法に変更。

〈英比排水機場〉

戸建住宅の新築等で周辺環境が変化したため、施工機械、進入路等を見直したことによる変更。

【I】 土地改良事業計画の概要

第1章 目 的

第1節 事業の種類

県営たん水防除事業

排水（土地改良法第2条第2項第1号農業用排水施設整備事業）

第2節 事業の目的

本地区は、愛知県知多郡阿久比町南西部を流下する十ヶ川流域一帯で、知多郡阿久比町と半田市の一部に位置する流域面積501.2haの地域である。

近年は道路網の整備により都市との結びつきが一層高まり、都市近郊型近代農業の先進的役割を果たしている地域である。

しかしながら、流域内の開発及び地目変化による流出量の増加や、地区内の既設排水機の経年変化による機能低下により、農作物、農地、農業用施設や住宅等にたん水被害が増加している。

この被害を防除するため、排水能力が低下した排水機場を更新して、農業経営と民生の安定を図ることを目的とする。

第3節 関係地積

(単位：ha)

地目 時点	田	畑	樹園地	小計	非農用地	道水路	その他	計
現況	72.8	4.0	—	76.8	—	—	31.9	108.7
計画	(72.8) 68.4	(4.0) 3.9	—	(76.8) 72.3	—	—	(31.9) 31.2	(108.7) 103.5

上段（ ）書きは、変更前

第2章 地域の所在及び現況

第1節 地 域

知多郡阿久比町、半田市地内

第2節 地 積

(平成26年11月)

(令和7年1月現在)

現況地目 市町村名	田 (ha)	畑 (ha)	原野 (ha)	山林 (ha)	その他 (ha)	計 (ha)	備考
阿久比町	(68.9) 64.5	(3.5) 3.4	—	—	(28.8) 28.1	(101.2) 96.0	地図 (1/2500) を図側
半田市	3.9	0.5	—	—	3.1	7.5	
計	(72.8) 68.4	(4.0) 3.9	—	—	(31.9) 31.2	(108.7) 103.5	

上段（ ）書きは、変更前

第3節 現 況

(1) 地域及び土質等

本地区は阿久比川両岸に広がった植大、英比の2つの排水区で形成される平地であり、受益地内の標高は、1.10～2.50m程度で、地形は、阿久比川に沿って平坦な農地が分布しており、その周囲には標高がやや高い農地が連なっている。土質は、表層が砂層、続いてシルト層が15mあり、再び砂層となる。

(2) 水利状況

①用水状況

本地区は、木曽川の牧尾ダムを用水源として、愛知用水幹線水路から取水しており良好である。

②排水状況

本地区の排水状況としては、湛水防除事業阿久比地区（S50新規）により、昭和55年に阿久比排水機場が整備され、地区内の排水状況は改善された。

しかし、その後の流域内の開発による流出量の増加や経年変化による既設排水機的能力低下により、既存の排水施設では対応が困難になっている。このため、近年では、農地や農業用施設等にたん水被害が顕在化しているのが現状である。

本地区の排水状況は、このような状況にあり、早急な排水施設の改修整備が望まれている。

(3) 道路状況

本地区は、知多半島道路の阿久比I.C、知多横断道路に近接し、東西に主要地方道西尾知多線、一般県道南粕谷半田線が横断し、南北には主要地方道名古屋半田線、一般県道阿久比半田線が縦断している。このように利便性の良い状況にあり、地区及びその周辺の交通の重要な拠点となっている。

(4) 営農状況

本地区の主要な作物は水稻であるが、大豆やかんしょ、キャベツ等の野菜栽培も行われ、交通の利便性も生かした都市近郊型近代農業の先進地域となっている。

(5) 地域環境の概況

本地区は、阿久比川をはじめとした7つの二級河川と町管理の準用河川があり、これらは阿久比川水系、十ヶ川水系を形成している。しかし、過去の水害経験から堤防改修が行われ、川辺がコンクリートで覆われてしまったことで水に親しむことが少なくなり、自然とふれあう場が求められている。

第3章 基本計画

本事業の受益面積は (108.7)
103.5ha である。

(単位：ha)

事業名	田	畑	市街地・ その他	計
県営たん水防除事業 「農業用排水施設整備（排水）」	(72.8) 68.4	(4.0) 3.9	(31.9) 31.2	(108.7) 103.5

上段（ ）書きは、変更前

第1節 農業用排水施設整備（用水）

該当なし

第2節 農業用排水施設整備（排水）

本計画は、流域内の開発、地目変化による流出量の増加や、地区内既設排水機の経年変化による機能低下を要因とするたん水被害を防除するために、排水施設を更新するものである。

第3節 区画整理

該当なし

第4節 暗きょ排水

該当なし

第5節 環境配慮

本地区は、田園環境整備マスタープランにおいて、環境配慮区域となっており、排水機場遊水池及び周辺水路等に生息する水生生物の生育環境への影響に配慮することが課題となっている。

本工事においては、地区周辺の生物の生息環境の障害にならないように、施工期間中は低騒音・低振動・排出ガス対策型の建設機械を使用することにより、影響を極力軽減する。また、排水機場遊水池には、フナ、コイ等の魚類も生息しているため、施工時には一時的に捕獲・移動するなどして、影響を軽減する対策をとる。

第4章 工事又は管理の要領

第1節 工 事

工事は、県営たん水防除事業 阿久比2期地区として、

排水機場 2ヶ所

植大排水機場（新設） $\phi 1500 \times 1$ 台

英比排水機場（新設） $\phi 1200 \times 1$ 台

を施工する。

予定工期

着手 平成27年度

完了 （平成38年度）

令和13年度（予定） 上段（ ）書きは、変更前

第2節 管理の要領

県営たん水防除事業 阿久比2期地区により造成された土地改良施設は、阿久比町が管理する。

第5章 換地の要領

該当なし

第6章 費用の概算

事業名	事業費 ^{※1)}	事務的経費 ^{※2)}	合計
県営たん水防除事業 「農業用排水施設（排水）」	(1,929,000) 千円 3,905,000	(136,875) 千円 253,000	(2,065,875) 千円 4,158,000
合計	(1,929,000) 千円 3,905,000	(136,875) 千円 253,000	(2,065,875) 千円 4,158,000

上段（ ）書きは変更前

（平成26年度）

（令和6年度単価。但し、物価変動により将来変動することがあります。）

※1）事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2）事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号（設）農林水産省
農村振興局長通知により定められた事務費、工事雑費。

（8）

※3）消費税は10%として計算。

第7章 効 用

区 分 効果名	年総効果 (便益)額	年増加農業 所得額	備 考
作物生産効果	(3,721) 4,419 千円	(3,848) 4,418 千円	排水施設の改修による農作物の被害防止
災害防止効果 (農業関係資産)	(148,492) 215,291 千円	(55,344) 131,366 千円	排水施設の改修による農業施設の被害防止
災害防止効果 (一般資産)	(42,690) 107,989 千円	- 千円	排水施設の改修による一般資産の被害防止
災害防止効果 (公共資産)	(17,413) 21,820 千円	- 千円	排水施設の改修による公共資産の被害防止
維持管理費節減効果	(△3,198) △4,129 千円	(△3,076) 851 千円	排水施設の改修による施設の維持管理費の増減
計	(209,118) 345,390 千円	(56,116) 136,635 千円	総便益額 (5,048,858) 8,549,878 千円

上段 () 書きは変更前

- (参考) ① 当 該 事 業 に よ る 費 用 : (1,437,680)
4,036,780 千円
- ② その他費用 (関連事業費、再整備費等) : (1,049,568)
1,802,177 千円
- ③ 総 費 用 (現 在 価 値 化) (① + ②) : (2,487,248)
5,838,957 千円
- ④ 年 償 還 額 : - 千円
- ④' う ち 機 能 向 上 分 : - 千円
- ⑤ 年 総 効 果 (便 益) 額 : (209,118)
345,390 千円
- ⑥ 現 況 年 総 農 業 所 得 額 : (34,046)
24,866 千円
- ⑦ 年 増 加 農 業 所 得 額 : (56,116)
136,635 千円
- ⑧ 総 便 益 額 (現 在 価 値 化) : (3,631,985)
8,549,878 千円

評 価 期 間 : (52)

57年

割 引 率 : 0.04

$$\text{総費用総便益比} = \text{⑧} \div \text{③} = (1.46) \\ 1.46 \geq 1.00$$

$$\text{総所得償還率} = \text{④} \div \text{⑥} = - \leq 0.2$$

$$\text{増加所得償還率} = \text{④} \div \text{⑦} = - \leq 0.4$$

第8章 他の事業との関係

該当なし

第9章 計画概要図

別添 計画概要図のとおり

阿久比2期地区

計画概要図

縮尺 1 : 25,000

(変更後)

概 要	
流域面積	501.2 ha
受益面積	103.5 ha
主要工事	排水機場 2ヶ所

凡 例	
	流域
	受益
	排水機場 (既設)
	排水樋門 (既設)
	排水機場 (計画)
	幹線排水路
M	モーター
E	エンジン

植大工区
工区面積: 296.3ha
受益面積: 58.1ha

英比工区
工区面積: 204.9ha
受益面積: 45.4ha

植大排水機場 (新設)
E φ1500×220kw×1台
ΣQ=4.50m³/s

阿久比排水機場 (既設・廃止)
M φ1200×260kw×1台
M φ1100×210kw×1台
ΣQ=3.61m³/s

英比排水機場 (新設)
E φ1200×200kw×1台
Q=3.23m³/s

調整樋門 (既設)
15500B×4470H×1連

英比樋門 (既設・河川管理施設)
2400B×2650H×2連

500m 0m 500m 1000m 1500m

阿久比2期地区

計画概要図

縮尺 1 : 25,000

(変更前)

概 要	
流域面積	501.2 ha
受益面積	108.7 ha
主要工事	排水機場 2ヶ所

凡 例	
	流域
	受益
	排水機場 (既設)
	排水樋門 (既設)
	排水機場 (計画)
	幹線排水路
M	モーター
E	エンジン

植大工区
工区面積: 296.3ha
受益面積: 63.3ha

英比工区
工区面積: 204.9ha
受益面積: 45.4ha

植大排水機場 (新設)
E φ1500×220kw×1台
ΣQ=4.50m³/s

阿久比排水機場 (既設・廃止)
M φ1200×260kw×1台
M φ1100×210kw×1台
ΣQ=3.61m³/s

英比排水機場 (新設)
E φ1200×180kw×1台
Q=3.23m³/s

調整樋門 (既設)
15500B×4470H×1連

英比樋門 (既設・河川管理施設)
2400B×2650H×2連

500m 0m 500m 1000m 1500m

【Ⅱ】 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法

1. 管理者

阿久比町

2. 管理すべき施設の種類

植大排水機場（新設） $\phi 1500 \times 1$ 台 $Q=4.50 \text{ m}^3/\text{s}$

英比排水機場（新設） $\phi 1200 \times 1$ 台 $Q=3.23 \text{ m}^3/\text{s}$

3. 排水に関する事項

管理者の定める規定による

4. 管理に要する費用の概算及び負担方法

（1）費用の概算 (2,400)

年間管理費 約 2,663 千円 上段（）書きは変更前

（2）費用の負担方法

必要経費は、管理者の定める規程により負担する。

5. その他管理方法に関する基本事項

管理者が別に定める管理規程による。

【Ⅲ】 県営土地改良事業（阿久比 2 期地区）における事業費及び事務的経費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1. 土地改良事業に要する費用

費用	(2,065,875)
	4,158,000 千円
事業費（工事雑費を除く）	(1,929,000)
	3,905,000 千円
事務的経費（工事雑費を含む）	(136,875)
	253,000 千円

（平成 26 年度）
（令和 6 年度単価。物価変動により将来変動することがあります。）

上段（）書きは変更前

※ 1）事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※ 2）事務的経費とは、昭和 48 年 7 月 23 日付け 48 構改 D 第 609 号（設）農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

（8）

※ 3）消費税は 10% として計算。

2. 負担区分の予定割合

（単位：％）

事業の種類	国庫負担	県負担	市町村負担	地元負担	備考
事業費	50	35	15	－	
事務的経費	－	100	－	－	

3. 土地改良法第 91 条の規定による負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の阿久比町・半田市は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下、「法」という。）第 91 条第 6 項の規定により、本事業によって受ける利益を限度として、これに相当する金額を愛知県に対し負担する。

4. 地元負担金の予定基準

該当なし

5. 特別徴収金

この土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき、法第 3 条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了につき法第 113 条の 2 第 3 項の規定による公告があった日（その公告において、工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して、8 年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定する用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため、所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合、又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途にするため所有者の移転等を受けて、目的外用途にした場合を除く。）には、法第 91 条の 2 の規定により特別徴収金を徴収されることがある。